

# 令和7年度 中郷小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、まず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨とする。
- ② いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市や家庭、地域、関係機関等と連携していじめ問題の克服に取り組む。
- ③ いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめの防止等に向けた基本的な考え方

- ① 保護者や学校運営協議会等と連携を図りつつ、児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組める学校を目指す。
- ② 学校は、児童生徒の健全な育成の観点から、警察と日常的な情報共有や相談ができるよう連携体制の構築に努める。
- ③ 児童主体の活動を支援し、いじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより自己有用感や規範意識等の社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくる。
- ④ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることを全職員が意識し、教育活動を展開する。
- ⑤ 相談窓口を周知し、児童に学校生活アンケート（毎月）や教育相談（年3回）を実施するなどして、児童一人一人の状況把握を丁寧に行う。
- ⑥ いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長主導で関係機関と連携し、早期解決に注力する。
- ⑦ 学校がいじめの疑いを発見または通報を受けた場合は、できるだけ早くいじめを受けたとされる児童の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する。いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様に対応する。

## 2 いじめの防止等に関する学校の取組

### (1) 校内組織「いじめ対策委員会」

- ① 構成員 校長、教頭、養護教諭、生活指導主任、当該学級担任
- ② 役割

- ア いじめの解消に向けて、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するための中核となる。
- イ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ 問題行動等、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。
- オ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめの有無の判断を行う。
- カ 学校いじめ防止基本方針が機能しているか判断し、見直しを行う。

(2) いじめの防止

いじめの未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや心の通い合うコミュニケーション能力を育むことである。さらに信頼できる周囲の友人や教職員との関係の中で、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

そのために、中郷小学校では以下の活動の充実を図る。

- ① 道徳教育や特別活動、人権教育、同和教育によるいじめを生まない人間関係や集団づくり
- ② 児童会活動や縦割り班（わかば班）活動、保護者や地域の人との交流活動、あいさつ運動等、他者との交流や関わり合いによる社会性の育成
- ③ 「絆スクール集会」など主体的に考え、議論する活動を通じた自治的能力や自主性の育成
- ④ いじめをやめさせるための行動をとる意識の育成
- ⑤ いじめ防止等の対策に係る教職員研修の実施
  - ・ 1回目（年度当初） 基本方針の確認と徹底、職員の資質能力向上研修
  - ・ 2回目（8月） 1学期学校評価での分析と改善、職員の資質能力向上研修
  - ・ 3回目（1月） 2学期学校評価での分析と改善、職員の資質能力向上研修
- ⑥ 発達障害等に対する教職員の理解・専門性の向上
- ⑦ いじめ防止学習・中1ギャップ・社会性育成学習プログラムに沿った実践

月	学校行事・児童会行事	生活目標	行動目標や内容			教職員・小中連携
			低学年	中学年	高学年	
4	新任式・入学式 縦割り班清掃（年間） 地区児童会（フィールドワーク） 1年生を迎える会	気持ちをこめて明るいあいさつ	・小学校生活への適応 ・元気にあいさつをする。	・学級づくり ・目を見て明るいあいさつをする。	・高学年としての自覚 ・進んであいさつをする。	生徒指導全体計画 思いやりプロ部会 子どもを知る会 小中連携委員会① 学校生活アンケート
ふりかえりカードなどで、がんばった自分に気づき、自己有用感を高める。						
5	わかば班遠足運動会（わかば班種目）		・話の聞き方、発言の仕方 ・運動会で話を聞き行動する。	・基本的な学習習慣 ・運動会で積極的に協力する。	・課題を見つけて学習 ・運動会でリーダーを務める。	教育相談 学校生活アンケート

6	6年修学旅行 5年自然教室	ルールを守って 当たり前 わかば班遊び① 6/17	・学校のルールが分かり、しっかりと守る。	・自分から進んで学校のきまりを守る。	・自分が守るだけでなく、声をかけたり行動したりする。	中郷区学校保健委員会 学校生活アンケート
7	地区児童会		1学期の反省ががんばったこと、よくできたこと	1学期の反省めあてに向かって努力したか	1学期の反省自分と集団について	思いやりプロ部会 学校生活アンケート
ふりかえりカードなどで、がんばった自分に気づき、自己有用感を高める。						
8		だれとでも仲良く活動しよう	・生活のリズム	・生活のリズム	・自分のめあて	小中連携委員会②
9	部落問題学習、人権教育に関わる授業の公開	わかば班遊び② 9/18	・明るいあいさつをする。	・笑顔であいさつをする。	・進んで明るいあいさつをする。	学校生活アンケート
10	学習発表会		・相手の気持ちを大切に、声をかけあって活動する。	・友達にお願いしたり頼んだりして協力する。	・相手の気持ちを大切にしながら、自分の考えを伝える。	学校生活アンケート
ふりかえりカードなどで、がんばった自分に気づき、自己有用感を高める。						
11	深めよう絆 強調月間 小中絆スクール集会 絆スクール集会 個別懇談 人権強調月間 XC走記録会	だれにでもあたたかい言葉をかけよう わかば班遊び③ 11/27	友達の気持ちを考えた言葉づかいを、学級ごとに具体的に考え、いろいろな活動場面で実践していく。		・自分から進んで友達のよくできたところをほめる。	教育相談 小中絆スクール集会 同和教育講演会 中郷中体験入学 個別懇談 学校生活アンケート
メッセージカードなどで、がんばった自分に気づき、自己有用感を高める。						
12	地区児童会		2学期の反省ががんばったこと、よくできたこと	2学期の反省めあてに向かって努力したか。	2学期の反省自分と集団について	学校生活アンケート
1		中郷小の当たり前自分をふりかえろう わかば班遊び④ 1/29	学級や個人で1・2学期を振り返り、取り組みたい内容を考え、具体的な姿を示して実践し、また振り返る。			思いやりプロ部会 教育相談 小中連携委員会③ 学校生活アンケート
ふりかえりカードなどで、がんばった自分に気づき、自己有用感を高める。						

2	移行学級 中郷中学校 体験入学	ありがとうの気持ちをあらわそう	・基本的な生活習慣を振り返り、しっかり身に付ける。	・役割を自覚し、自主的に仕事を行う。	・リーダーとして、下級生と協力しながら活動する。	子どもを語る会 中郷中体験入学 学校生活アンケート
3	6年生を送る会 地区児童会 卒業式		・6年生にお礼の気持ちを込めて活動する。	・お世話になった人に、感謝の気持ちを言葉や態度で表す。	・中郷小のよさを考え、引き継いでいく。	思いやりプロ部会 学校生活アンケート
ふりかえりカードなどで、がんばった自分に気付き、自己有用感を高める。						

### (3) いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形（時間、場所、ふざけ合い）で行われることがあるので、些細な兆候であってもいじめを想定して対応する。

- ① いじめのサインを見逃さないために、いじめ発見のためのチェックリストを活用し、得られた情報を迅速に共有する（日々の観察、教員終礼での気になる児童の情報交換）。
- ② 学校生活アンケート（毎月）や教育相談（毎学期）を実施し、いじめの実態把握と早期発見に努める。
- ③ 児童が本音を伝えやすい場を工夫する（例：匿名アンケート、自宅でのアンケート回答、担任やそれ以外の職員など相談窓口の多様化、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー）。
- ④ いじめを発見または報告を受けた職員は、迅速に対応する。
- ⑤ いじめに関する情報を適切に記録する。
- ⑥ 児童や保護者に対して、いじめ相談体制を周知する。

### (4) いじめへの対処

いじめの兆候を認知したときは、いじめを受けている児童を守り苦痛を取り除くことを最優先に、速やかにいじめ対策委員会で組織的に対応する。学校は市教育委員会に報告するとともに、内容によっては児童相談所や警察等の関係機関と連携して対処する。

（別紙「いじめ事案発生に係る措置の流れ」参照）

#### ①被害児童とその家庭への対応

- 被害児童の心のケアに十分配慮しながら事実関係確認のための聴取を行う。その際、如何なる理由があっても本人に責任があるという見方をしてはならない。
- 聴取等により事実関係を確認した後、保護者には家庭訪問等によりいじめの概要を迅速に伝える。被害児童と保護者に対して謝罪するとともに、プライバシーの保護に留意し、全力を挙げて解消に向けた取組を進めていく旨を伝える。
- 被害児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携して、被害児童が安心して学習や活動に取り組めるよう環境づくりに配慮する。
- いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じないことが少なくとも三か月程度の期間を要することを踏まえ、継続して十分な注意を払い、必要な指導・支援を行い、折に触れ状況を保護者に伝える。
- いじめの被害が重大な場合、「解消している」状態は、上記の目安にかかわらず、

より長期の期間を設定する。

## ②加害児童とその家庭への対応

- 加害児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことを確認した場合、迅速に保護者に連絡する。保護者の理解と納得を得たうえで、今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め、学校と保護者が連携した取組を進める。
- 指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 加害児童のプライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。

## ③いじめが起きた集団への指導

- 「いじめを許さない」という教員の姿勢を示し、全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むよう指導する。
- いじめを受けた児童の気持ちを考えさせ、いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- いじめによって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童の声に耳をかたむけるようにする。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や警察関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。

## (6) 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題克服のためには、家庭・地域・関係機関との綿密な連携が不可欠である。

- ① P T Aや学校運営協議会等において、学校におけるいじめの実態や対応方針について情報交換、協議する場を設けるとともに、保護者研修会や学校だより等により啓発する。
- ② 「いじめ発見チェックリスト」を家庭に配付し、情報の早期共有を図る。
- ③ 日頃から、地域の警察との連携を図りながら、学校や地域の状況の情報交換を行う。
- ④ 家庭での養育状況に要因が考えられる場合には、民生委員や中郷区総合事務所に協力を求め、必要に応じて上越市教育委員会（J A S T）に支援を要請する。
- ⑤ わが子の前で他の児童を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動をしないように周知する。

## 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を上越市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を踏まえて必要な措置を行う。

## 4 いじめ防止に対する自校の取組への評価

いじめ防止に向けた自校の取組が正しく機能を果たしているのかを確認するために、学校評価アンケートを利用して見直しをしていく。

- ① 1学期末と2学期末に学校評価アンケート（保護者・児童・職員）を実施する。
- ② 結果を「思いやりプロジェクト」で分析し、改善策を検討する（職員研修）。
- ③ 職員会議で改善策を提案する。
- ④ 次学期や新年度から改善した取組を行う。

※ただし、緊急を要する改善が必要な場合は、いじめ対策委員会で協議し、全職員に改善内容を伝える。

## いじめ事案発生に係る措置の流れ

